

住宅用火災警報器設置について

☆三宅村では条例により、住宅用火災警報器の設置が**全世帯に義務**付けられております。

まだ設置されていない方は設置をお願い致します。

今年も、住宅用火災警報器の設置状況を調査するため、消防本部職員が、電話、もしくは訪問による調査を実施いたします。ご理解とご協力をお願い致します。※調査期間 4月15日～5月31日

【お問い合わせ】三宅村消防本部 予防係 TEL 6-0119

設置場所



● 取り付けが義務付けられている所

● 取り付けをおすすめする所

【寝室】及び
【階段】に
設置を
お願いします。



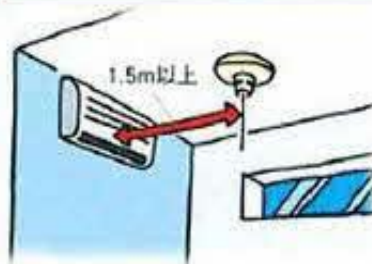
設置位置

天井の場合



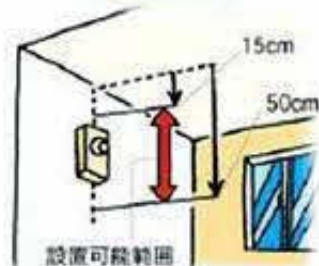
火災警報器の中心
を壁または梁から、
60cm以上離します。

エアコンなど吹き出し口付近の場合



換気扇やエアコンの吹き
出し口から1.5m以上離
します。

壁の場合



天井から15～50cm
以内に火災警報器の中
心がくるように取付け
ます。

ご不明な点がありましたら
消防本部予防係 ☎6-0119 までお願いいたします。